

新居浜工業高等専門学校外国人特別招へい教授（客員教授）要項

平成 13 年 3 月 12 日要項 1-2 号

- 第 1 この要項は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に外国人特別招へい教授（客員教授）（以下「客員教授」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 客員教授として招へいできる外国人研究者は、世界的な水準で優れた業績を有し、本校における教育研究の推進に寄与すると認められる者とする。
- 第 3 客員教授の招へいは、本校教員の推薦に基づき、運営会議の議を経て、校長が行う。
2 客員教授の推薦に当たっては、当該客員教授の履歴書、業績書その他必要書類を添付するものとする。
- 第 4 客員教授の招へい期間は、1 週間以上 1 年以内とする。
- 第 5 客員教授の受入は、当該客員教授を推薦した教員（以下「受入教員」という。）が行うものとする。
- 第 6 客員教授の招へいに要する経費は、当該客員教授又は受入教員等が負担する。
- 第 7 客員教授は、本校の共同研究に参画するとともに、各種講演等を行うものとする。
- 第 8 客員教授は、本校の教育研究に支障のない範囲で必要な施設、設備等を使用することができる。
- 第 9 客員教授は、本校の諸規則を遵守しなければならない。
- 第 10 この要項に定めるもののほか、客員教授の招へいに必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 13 年 3 月 12 日から施行する。